

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見

経営法友会

今回示された「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という）については、利便性が増す面もあることは否定しないものの、企業法務の実務の観点から、問題となる点や今後明確にされたい点を中心に、以下、具体的に述べる。

I 前提として

1 日本の司法が目指す方向性

日本社会自体のIT化が遅れていると思われるところ、民事裁判手続のみを全面的にIT化すると、国民の権利である裁判手続への参加を適切に行うためには、高額なIT投資を行わざるをえなくなり、個人や事業者によってはそのような投資を強いることは困難な場合がある。

事業者にとっては、訴訟対応コストは無視できないものであり、民事裁判手続を全面的にIT化することにより、ITへの投資を上回る、どのような利益が得られるのか（現在、試算されている範囲内で、訴訟手続の期間がどの程度短縮され、また、訴訟対応コストがどの程度減額されるのか）を定量的に示すとともに、日本の民事訴訟手続のあるべき姿を根本に立ち返って再検討することが必要と考える。

2 民事裁判手続のIT化の前提

民事裁判手続のIT化にあたっては、とくに以下のことを前提とされたい。

- ① 本人のなりすましが発生しない措置が講じられること
- ② 証拠書類の電子化作業（改ざん防止措置、暗号解除作業を含む）に要する時間およびコストに鑑み、当事者間で他の合理的な手続を選択できる余地を残しておくこと
- ③ 適正なネットワーク回線速度が保たれ、裁判の当事者による訴訟記録の閲覧等に関する利便性が損なわれないこと
- ④ 情報漏えいやデータの改ざんを防止するセキュリティ対策が適切に施されること（裁判システムは、日本国内で構築され、個人情報を含むデータの海外移転がないこと、システム構築事業者やクラウドサービス事業者が、裁判システムに蓄積されるデータに物理的にアクセスできない仕組みになっていること、サイバーアタックにも耐えうる高度なセキュリティ対策が施されていること等を含む）
- ⑤ 国際紛争に関して、ハーグ送達条約に基づく送達を回避する手段として、日本の送達制度が悪用されない措置を講じることに加え、ハーグ送達条約違反に係る送達を、電子情報処理組織を通じて

- 誤って受領した場合において、受領者に対して何らかの救済措置が講じられること
- ⑥ 当事者以外の第三者による訴訟記録の閲覧謄写を制限する措置が講じられること

II 総論（中間試案第 1）

1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合（中間試案第 1・1）

民事裁判手続の IT 化を浸透させるには、ある程度、強制力が必要であることも理解はしうるが、そもそも IT それ自体が、サイバーアタックによる情報漏えい、システムのメンテナンス等を通じて無意識のうちにデータの国外移転が発生しているなど、さまざまな問題を抱えており、決して万能ではない。IT 化が遅れていると思われる日本において、一律に IT 手続の選択を強いることは、たとえ、裁判の当事者が事業者同士であったとしても、係争の内容や性質によっては、現行手続よりもさらに時間と費用を要することとなり、ひいては、裁判手続全体にさらなる時間を要し、裁判所を含め、全体として経済的な損失が発生する結果になりかねない。

したがって、係争の内容や性質に応じて、当事者間で合理的な手続を選択できる余地を残しておくべきであり、現行手続よりも時間と費用を要する結果になるという事実があれば、現行手続の選択が認められるべきである。

また、事業者間取引であっても、すべての取引に係る係争について、最初から民事裁判手続の IT 化の対象とするのではなく、たとえば、論点がある程度限られており、専門の裁判所が存在する係争についての民事裁判手続から IT 化を進め、現実が発生した課題を具体的に解消しながらよりよい制度を模索すべく、民事裁判手続の IT 化の対象となる係争の範囲を限定のうえ、段階的に実施することを検討すべきである。

したがって、当面は【丙案】を前提とした運用から開始すべきである。

2 インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードすることができる電磁的記録に係るファイル形式（中間試案第 1・2）

民事裁判手続の中で新たに作成される書面は別として、さまざまな形式ですでに存在する証拠書類については、裁判所が提出形態を決定するのではなく、その電子化作業（紙資料の電子化作業、改ざん防止措置、暗号解除作業、データ圧縮作業、ファイル形式の変換作業等）に要する時間およびコストに鑑み、当事者間で現行どおりの対応を含め、合理的な形式を選択できる余地を残しておくべきである。

また、たとえば、プロパティ情報として表示される電子ファイルそのものに組み込まれている固有の情報（メタデータ）も民事裁判手続の中で利用可能となると、裁判の当事者は、状況に応じて、社内外を問わず、システムの専門の担当者に委託のうえ、膨大なファイルの固有情報まで事前に確認する必要性が生じ、負担が重すぎるため、電子ファイル固有の情報は、裁判手続では利用できないようにすべきである。

3 訴訟記録の電子化（中間試案第 1・3）

裁判所において、紙で提出された訴訟資料の電子化を行う際、これを外部の事業者に委託する場合が考えられる。このような場合には、個人情報保護規制、情報の秘密保持等の問題があるため、事前に紙で提出した事業者の承諾をとるべきである。

また、紙で提出した訴訟資料が裁判所において電子化された場合の、提出者による訴訟記録の正確性の確認期間は、電子化後最初の期日が終了するまでの間とするべきである。当事者において、いつが裁判の期日であるかは認識しているが、電子化された旨の通知はいつ届くか不明であり、たとえば、集中休暇や出張等で長期の不在の期間があった場合、通知さえ届いていれば、期間の算定が開始されるというのは、状況によっては、当事者に不利益を及ぼしうる。また、電子メールについては、日常業務の場面でさえ、遅延、未着等の問題が生じるものであるため、電子メールでの通知が当然に届いている前提で制度設計されることは適切でない。

III 訴えの提起、準備書面の提出（中間試案第 2）

訴えの提起を IT 化する前提としては、本人のなりすましが発生しない措置が講じられていること等に加え、すべての事業者および個人が、訴訟提起に使用する電子メールアドレスを裁判所に事前に登録していることが必要である。しかし、このことは現実問題としては不可能であると想定されることから、現行どおり、紙での訴えの提起も認めるべきである。

今後、インターネットを用いた本人訴訟の提起も可能になることが想定されることから、アクセスが容易になることにより濫訴が生じやすくなり、対象とされやすい事業者が対応に苦慮することを懸念する。中間試案の補足説明 21 頁～22 頁には、訴訟救助が適用されないデポジットの設定等について言及があるが、濫訴を防ぐための効果的な方法もあわせて導入すべきである。

IV システム送達（中間試案第 3・1）

日本の送達制度が、ハーグ送達条約に基づく送達を回避する手段として悪用されかねない点や、国際訴訟の送達についても、通知アドレスへの送達を認めるべきであるとの議論が外国政府との間で生じかねない点を懸念する。また、仮に、実際に、外国政府との間でそのような議論が生じた場合、内外格差を設ける必要性に乏しいということにならないか懸念する。

したがって、このような懸念が顕在化しないよう、法律上、明確な線引きを規定すべきである。

1 通知アドレス（中間試案第 3・1(1)）

通知アドレスの届出は任意との理解でよいのか明確にされたい。この理解を前提として、通知アドレスの届出がなされない場合に罰則を科すべきではない。

また、通知アドレスの届出は、すべての訴訟に対するものとして、事前に裁判所に電子メールアドレスを届け出ることではなく、訴訟が提起され、従来どおり訴状の送達を受けた後、特定の事件につき届け出ることとすべきであり、特定の個人のものではなく、事業者の関係者が入ったメーリングリストの届出も認めるべきである。

また、一度、通知アドレスを届け出たとしても、これを自由に撤回できるようにすべきである。

そして、通知アドレスは、裁判所において厳重に管理され、情報公開請求の対象にならないことに加え、どんな場合でも開示されることはないこととすべきである。

なお、同じ名前が複数存在する事業者や個人が被告となる訴訟が提起された際には、裁判所が、どの事業者または個人に対して訴訟が提起されたのかを特定する責任を負うのか、この点を明確にすべきである。

2 通知アドレスの届出をした当事者等に対する送達（中間試案第3・1(2)）

電子メールの場合、暗号化の仕組みその他のセキュリティレベルが異なる場合、電子メールが届かない状況が発生するが、この点をどのように解消するのか。

また、メールサーバの負荷状況やシステムトラブルによって、電子メールが未着または遅延受信が生じうるが、この点をどのように扱うのか。

以上の点を明確にすべきである。

3 通知アドレスの届出をした当事者等に対する送達の効力発生時期（中間試案第3・1(3)）

裁判所において、通知アドレスの登録内容が適切にアップデートされておらず、誤って通知がなされた場合には、送達の効力は発生しないこととすべきである。

また、事業者も代理人も通知アドレスを登録している場合であって、当事者が、その一部を送達の宛先とすることを希望する場合には、その届出をできるようにすべきである。

4 送達すべき電子書類の閲覧または複製をしない場合の特則（中間試案第3・1(4)）

たとえば、事業者の夏季休暇等の集中休暇にあたり、送達を受けるべき者の通知アドレスへの通知の発出日から1週間を経過する日までに送達すべき電子書類を閲覧または複製することは困難であり、当該電子書類を閲覧したとみなして送達の効力を発生させるには期間が短すぎる。また、そもそも電子メールが届いていない場合、または遅延して届く場合もありうるため、期間の起算点を、「通知が発出された日」とするのは不適切である。

したがって、みなし閲覧の特則を設けるべきではない。

V 送付（中間試案第4）

1 通知アドレスの届出をした相手方に対する直接の送付（中間試案第4・1(1)）

裁判所において、通知アドレスの登録内容が適切にアップデートされておらず、誤って通知がなされ

た場合には、送付の効力は発生しないとすべきである。また、事業者と代理人の双方の通知アドレスが登録されている場合であって、当事者が、その一部を送達の宛先とすることを希望する場合には、その届出をできるようにすべきである。

また、自動送付を行った際に、セキュリティその他のシステムの問題で通知アドレスにメッセージが届かない場合、当該エラーメッセージは、裁判所のシステムおよび直接送付を行った当事者の双方に届く仕組みにすべきである。

2 通知アドレスの届出等をした当事者等に対する裁判所による送付（中間試案第4・2(1)）

裁判所において、通知アドレスの登録内容が適切にアップデートされておらず、誤って通知がなされた場合には、送付の効力は発生しないとすべきである。また、事業者と代理人の双方の通知アドレスが登録されている場合であって、当事者が、その一部を送達の宛先とすることを希望する場合には、その届出をできるようにすべきである。

VI 口頭弁論（中間試案第5）

1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続（中間試案第5・1）

下記2の無断での写真の撮影等の禁止の実効性が高く担保されるのでなければ、口頭弁論期日における手続につきウェブ会議等を用いるべきではない。実効性が十分に高い対策が整えられない場合、口頭弁論の期日においてウェブ会議等を活用せず、もしくはウェブ会議等の活用にあたっては当事者の同意を前提とするべきである。

また、ネットワーク環境の問題により音声や映像が途切れた場合の取扱い、ウェブ会議等の開催環境の指定方法、本人の所在場所や代理人の事務所に適切なネットワーク環境がない場合の取扱い等について明確にすべきである。この際、各国際仲裁機関が出しているガイダンス等も参考になる点があるものと思料するため、参考にされたい。

上記に加え、仮にウェブ会議等を用いて口頭弁論の期日における手続を行うことを認める場合には、法廷に設置されたディスプレイに通話先の映像と音声を出力することにより、傍聴人においてもこれを視聴することができるのかを明確にすべきである。

2 無断での写真の撮影等の禁止（中間試案第5・2）

裁判長の許可のない撮影行為や撮影画像の送信行為等に対して、過料を含めたペナルティを設けることに賛成するが、技術的な抑止策も設けるべきである。映像による情報拡散の影響力は図りしれないこと、スクリーンショットやビデオは容易に撮影可能であり、裁判所による効果的な監視が期待できないこと、加えて、情報拡散を危惧した証人等の出廷・証言内容への萎縮効果も想定され、訴訟進行の弊害となりうること等、ウェブ会議等において特に考慮すべき事情があると考えられる。そのため、禁止の実効性担保のための技術的な抑止策を検討すべきである。

3 口頭弁論の公開に関する規律の維持

口頭弁論を裁判所がインターネット中継等によって公開することは、当事者のプライバシーの問題や、当事者が落ち着いた環境で議論することを妨げるおそれがあることから、規律を設けないことの維持ではなく、明確に禁止すべきである。

Ⅶ 新たな訴訟手続（中間試案第 6）

迅速な裁判を実現するための選択肢を増やす観点から意義があるものとするため、新たな訴訟手続の導入自体には反対しないが、下記のとおり懸念が少なくないことから、【甲案】、【乙案】のいずれかによるべきではないと考える。

1 【甲案】

- ① 通知アドレスの届出がなくとも新たな訴訟手続のメリットを享受できるようにする必要があるため、必ずしも通知アドレスの届出を必須としなくてもよいとも考えられる。したがって、新たな訴訟手続を選択する際に通知アドレスの届出を必須とする理由を確認したい。
- ② 被告側にも新たな訴訟手続のメリットを享受する機会を与えるため、被告に第 1 回の口頭弁論の期日までに新たな訴訟手続による審理および裁判を求める旨の申述（中間試案の補足説明 45 頁（注 2））を認めるべきではないか。
- ③ 訴状審査を充実させるべきである。そもそも請求の趣旨・原因が不明確な訴訟では、被告は、新たな訴訟手続を選択するのが適切であるのかどうかの判断がつかず、通常の訴訟手続を選択せざるをえなくなるためである。
- ④ どの訴訟手続を選択するかは、訴訟プロセスに大きな影響を及ぼすため、事業者においては事前に意思決定が必要となるが、新たな訴訟手続を選択する旨の申述は、第 1 回の口頭弁論期日または弁論準備手続が終了するまでとされており、かつ、被告が通常の手続に移行させる旨の申述できる期限も同様とされている。特に被告側においては検討期間が短いため、申述の適切な期間設定を検討されたい。

2 【乙案】

上記 1 の①③と同様である。

Ⅷ 争点整理手続等（中間試案第 7）

1 書面による準備手続における協議（中間試案第 7・2(4)）

たとえば、ウェブ会議中のネットワーク環境が不安定な場合等、事業者として電話会議の制度を用いたい場合もあるため、電話会議の制度を廃止するべきではなく、【乙案】に賛成する。

2 審尋（中間試案第 7・6）

適正な環境で実施ができることを担保する方法をあわせて検討すべきである。特に簡易の証拠調べとしての審尋の場合には、証人が、第三者から指示を受けたり資料を参考にしながら証言したりすることができないよう、証人の所在場所は裁判所による管理下といえる場所に限定すべきである。

3 専門委員制度（中間試案第 7・7）

専門委員は、専門的な見地から、高度な企業秘密等に触れて意見や質問を提示する立場にあり、その意味で、特に厳格な秘密保持が求められる。したがって、最寄りの裁判所等、秘密保持を確実に担保でき、ネットワーク環境も整備されている適正な環境での運用をあわせて規定すべきである。

IX インターネットを用いてする電磁的記録の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付（中間試案第 8・3）

インターネットを用いてする電磁的記録の提出につき、裁判所が一律にファイル形式や提出方法を決定するのは望ましくなく、裁判官との面談とあわせて提出することを認めるなど、現行の運用で許容されている合理的な手続を選択できる余地を残しておくべきである。

X 証人尋問等（中間試案第 9）

上記Ⅷ2 と同様である。

XI 新たな和解に代わる決定（中間試案第 11・2(3)）

【乙案】が妥当と考える。

【甲案】については、①当事者の一方または双方がそもそも新たな和解に代わる決定に異議がある場合、裁判所が相当と認めて、新たな和解に代わる決定をしたとしても、当事者は異議申立てを行うことができるのであるから、裁判所が和解案を検討・作成する期間が裁判所のみならず当事者にとっても無益な時間になってしまうこと、②現在の訴訟制度においても適時に裁判所が当事者の意見を踏まえたうえで、裁判所が和解勧誘を行い当事者にて諾否を検討するという一連の流れで十分に機能しており、新制度を設ける必要性は低いと考えられる。

XII 訴訟記録の閲覧等（中間試案第 12）

1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等（中間試案第 12・1）

民事訴訟手続の IT 化により訴訟記録の閲覧等が現在よりも容易になることで、その濫用により事業者の営業秘密等が流出する可能性が大きくなるなどの不利益が危惧される。

すなわち、民事訴訟法 92 条 1 項の第 2 号要件（営業秘密保護のための閲覧等の制限）は、現状では裁判所において非常に認められにくく、閲覧等の制限がされにくいのが、事業者の立場からすれば、営業秘密や個人情報の閲覧等はより厳しく制限されるべきである。したがって、民事訴訟手続の IT 化により訴訟記録の閲覧等が現在よりも容易になる場合には、閲覧等制限が現状よりも認められやすくする法改正とあわせて検討すべきと考える。

また、第三者（利害関係の疎明の有無にかかわらず）については、訴訟記録の閲覧等の範囲を限定する方法が考えられる。その場合、中間試案第 12・2(3)の【甲案】のように、閲覧等の範囲を、訴状および答弁書その他の準備書面、口頭弁論の期日の調書その他の調書（調書中の証人、当事者本人および鑑定人の陳述、検証の結果ならびに和解が記載された部分を除く）、判決書その他の裁判書に限定する方法も考えられる。なお、訴状および答弁書その他の準備書面、口頭弁論の期日の調書その他の調書に閲覧等制限事項がある場合は、その閲覧等を制限するべきである。

さらに、第三者については、裁判所に提出され、当事者が受領した後一定の期間が経過していない、または期日を経っていない訴訟記録や、和解を記載した調書（たとえば、その全部またはそのうちいわゆる口外禁止条項を定めたもの）の閲覧等を制限するべきである。

なお、事件を担当した裁判所からのみの閲覧を可能とするのか、または全国いずれの裁判所からでも閲覧可能とするのか、明確にする必要がある。そのうえで、閲覧等の手続の濫用を回避するため、従前どおり、「事件を担当した裁判所からのみの閲覧を可能とする」のが妥当であると考えられる。

2 裁判所外の端末による利害関係のない第三者による訴訟記録の閲覧（中間試案第 12・2(3)）

【乙案】が妥当と考える。

【甲案】の裁判所外の端末による閲覧等については、裁判所における閲覧等と比較して、IT 化により容易になることで情報の悪用が懸念される。

3 インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求（中間試案第 12・3）

本人確認については、なりすまし防止のための厳格な措置等が必要である。

なお、利害関係のない第三者について、情報公開法や情報公開条例を濫用して嫌がらせを含め無用な開示請求がなされる事案が発生している現況に鑑みて、インターネットによって閲覧可能な範囲は、判決文に限定すべきである。